

株式会社ライブセルダイアグノシス研究費不正使用防止計画推進室設置要項

令和5年6月1日

(目的)

第1条 株式会社ライブセルダイアグノシス(以下「会社」という。)に全社的な観点から、研究費不正使用防止計画を推進するため、研究費不正使用防止計画推進室(以下「推進室」という。)を置く。

(組織)

第2条 推進室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- 一 財務を担当する総務部長
- 二 代表取締役が指名する管理職
- 三 その他、室長が指名する者 若干人

(室長等)

第3条 室長は、前条第1号の室員をもって充てる。

2 室長補佐は、前条第2号の室員及び同条第3号の室員のうち部長1人をもって充てる。(業務)

第4条 推進室は、次に掲げる事項を扱う。

- 一 不正発生要因の把握
- 二 具体的な研究費不正使用防止計画の策定及び実施
- 三 不正発生要因に対応する改善策の策定及び実施
- 四 適切なチェック体制の構築及び学内ルールの統一についての提言
- 五 「株式会社ライブセルダイアグノシスにおける研究に係る行動規範」の浸透を図るための方策の推進

2 前項の業務を行うに当たっては、必要に応じて、会社の従業員の意見を聴取するものとする。

(事務)

第5条 推進室の事務は、本部、研究開発部等の協力を得て総務部が行う。

(雑則)

第6条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、推進室が別に定める。

附 則

この要項は、令和5年6月1日から施行する。